

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続きについて

(H17.12.1現在)

件名	該当者	住所変更の手続き		窓口
		要否	手続きの方法等	
1 特定非営利活動法人の定款	特定非営利活動法人	要	定款変更届が必要です。	佐賀県県民協働課 0952-25-7374
2 児童福祉施設(保育所等)の位置	児童福祉施設(保育所等)	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 定款変更時に併せて手続きを行ってください。	佐賀県子ども課 0952-25-7382
3 社会福祉法人の定款	社会福祉法人	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 定款変更時に併せて手続きを行ってください。	佐賀県子ども課 0952-25-7381 地域福祉課 0952-25-7053 母子保健福祉課 0952-25-7056 長寿社会課 0952-25-7054 障害福祉課 0952-25-7064
4 宗教法人の規則変更	宗教法人	要	規則の変更届が必要です。	佐賀県私学文化課 0952-25-7350
5 学校法人の寄附行為の変更	学校法人	要	学校法人等寄附行為変更届が必要です。	佐賀県私学文化課 0952-25-7350
6 私立学校の学則(園則)変更	私立幼稚園、中、高等学校、専修学校、各種学校	要	学則変更届が必要です。	(幼稚園)子ども課 0952-25-7381
7 旅券(パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方、申請される方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいで結構です。ただし、他のページに書き込みをすると、旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。 旅券申請のために提出する住民票、戸籍謄(抄)本は、発行後6ヶ月以内のものであれば合併前のものでも使用できます。 旅券申請の際に提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類は、合併前住所等の記載内容となっている場合でも有効期間内であれば使用できます。	佐賀県旅券センター 0952-25-7005
8 計量証明事業登録	左記の登録をされている方	要	証明書を添付のうえ、変更手続きを行ってください。	佐賀県くらしの安全安心課 0952-25-7069
9 特定計量器製造(修理・販売)事業届出	左記の届出をされている方			
10 適正計量管理事業所の指定	左記の指定を受けている方			
11 大気汚染防止法に係る届出	左記の届出をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	管轄する保健所
12 水質汚濁防止法に係る届出				
13 ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出				

	件名	該当者	住所変更の手続き		窓口
			要否	手続きの方法等	
14	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(フロン回収破壊法)に係る届出	左記の届出をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	管轄する保健所
15	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出				
16	佐賀県環境の保全と創造に関する条例に係る届出				
17	廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可	左記の許可等を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 保健所へ来所の際に手続きを行ってください。	管轄する保健所
18	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可				
19	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可				
20	自動車リサイクル法に基づく引取業・フロン回収業の登録				
21	自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業の許可				
22	母子、寡婦福祉資金	左記の資金の貸付を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県母子保健福祉課 0952-25-7056
23	小児慢性特定疾患医療受給者証	左記の受給者証の交付を受けている方			
24	児童扶養手当受給資格者	左記の認定を受けている方			
25	社会福祉施設の設置届	左記の届出をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県長寿社会課 0952-25-7054
26	老人福祉施設の設置認可・届出	左記の認可を受けている方 左記の届出をされている方			
27	有料老人ホームの設置届	左記の届出をされている方			
28	介護サービス提供事業者の指定・許可 指定居宅サービス事業者、指定介護支援事業者、介護施設	左記の指定・認可を受けている方			
29	老人居宅生活支援事業開始届	左記の届出をされている方			
30	老人デイサービスセンター等設置届				
31	身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方			

	件名	該当者	住所変更の手続き		窓口
			要否	手続きの方法等	
32	身体障害者福祉法第15条指定医師の医療機関	左記の指定を受けている医療機関	要	県障害福祉課又は各福祉事務所に変更届を提出してください。	佐賀県障害福祉課 0952-25-7064 各福祉事務所
33	更正医療指定医療機関				
34	療育手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 来庁の際に手続きを行ってください。 (福祉事務所、町村を經由し、県総合福祉センターに記載事項変更届を提出してください。) 福祉事務所、町村は手帳に新住所を記載してください。	佐賀県総合福祉センター 0952-26-1212 各福祉事務所・町村
35	社会福祉施設設置者の住所の変更	社会福祉施設設置者	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 定款変更時に併せて手続きを行ってください。	佐賀県障害福祉課 0952-25-7064
36	身体障害者居宅生活支援事業等	左記の事業を申請されている方			
37	知的障害者居宅生活支援事業等				
38	児童居宅生活支援事業				
39	支援費指定事業者	左記の事業を申請されている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	
40	病院・診療所・助産所・施術所・整骨院・歯科技工所	左記の施設を開設されている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	管轄する保健所
41	特定疾患医療受給者証	左記の受給者証の交付を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県健康増進課 0952-25-7075
42	結核の指定医療機関	左記の指定を受けている医療機関			
43	原爆被爆者一般疾病医療機関	左記の指定を受けている医療機関			
44	被爆者健康手帳	左記の手帳をお持ちの方			
45	精神障害者保健福祉手帳 精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記の手帳等をお持ちの方			
46	戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方			
47	医薬品等の製造業者及び輸入販売業者の住所・施設の所在地	左記業者等	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県薬務課 0952-25-7082
48	薬局・医薬品販売業者等の住所・施設の所在地				
49	毒物及び劇物製造業者・販売業者の住所・施設の所在地				
50	麻薬関係免許者の住所・施設の所在地				
51	大麻取扱免許者の住所・施設の所在地				

	件名	該当者	住所変更の手続き		窓口
			要否	手続きの方法等	
52	覚せい剤等取扱者の住所・施設の所在地	左記業者等	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県薬務課 0952-25-7082
53	温泉利用の許可を受けている者の住所・利用施設の所在地	左記の許可を受けている方			
54	環境衛生営業等許可(理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)、建築物衛生法に規定する事業の登録及び特定建築物の届出	左記の届出をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	営業所所在地を管轄する保健所
55	水道法に基づく許可、届出、登録	左記の許可、届出、登録をされている方	要	速やかに変更の届出をしてください。	事業所等の所在地を管轄する保健所
56	食品の営業許可	左記の許可を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 次回更新時にその旨を申し出てください。	事業所所在地を管轄する保健所
57	動物の愛護及び意管理に関する法律に係る届出	左記の届出をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 保健所へ来所の際に手続きを行ってください。	管轄する保健所
58	化製場等に関する法律に係る許可・届出	左記の許可を受けている方 左記の届出をされている方			
59	と畜場法に係る許可・届出	左記の許可を受けている方 左記の届出をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 食肉衛生検査所へ来所の際に手続きを行ってください。	佐賀県食肉衛生検査所 0952-76-2611
60	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に係る許可・届出				
61	事業協同組合等の定款(地区、事務所所在地)	事業協同組合等	要	定款変更認可申請が必要です。 他の定款変更時に併せて行うことができます。	佐賀県商工課 0952-25-7095
62	貸金業者の登録	貸金業者の登録をしている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県商工課 0952-25-7093
63	旅行業の登録	旅行業の登録を申請する方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 更新又は変更申請時に併せて手続きを行ってください。	佐賀県観光課 0952-25-7098
64	旅行業者代理業の登録	旅行業者代理業の登録を申請する方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 変更届申請時に併せて手続きを行ってください。	
65	通訳案内業の免許申請	通訳案内業の免許を申請する方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 書替え申請時に併せて手続きを行ってください。	
66	知事への肥料の登録	左記の登録をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県園芸課 0952-25-7119
67	知事への指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出	左記の届出をされている方			
68	特殊肥料の生産業者又は輸入業者の登録	左記の登録をされている方			

	件名	該当者	住所変更の手続き		窓口
			要否	手続きの方法等	
69	肥料の販売業務の届出	左記の届出をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県園芸課 0952-25-7119
70	知事への農薬販売者の届出	左記の届出をされている方			
71	飼料及び飼料添加物の製造業者又は輸入業者の届出	左記の届出をされている方	要	合併の日から1か月以内に届出事項の変更届を行ってください。	佐賀県畜産課 0952-25-7121
72	飼料及び飼料添加物の販売業者の届出				
73	林業種苗法第10条第1項の規定による生産事業者の登録及び法第17条第1項の規定による配布事業者の届出	左記の届出をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県林業課 0952-25-7131 管轄する農林事務所(林務課)
74	不動産鑑定業登録	左記の登録をされている方	要	住所の変更登録申請を行ってください。	佐賀県土地対策課 0952-25-7154
75	土地区画整理組合の定款	左記の施行者の設立認可を受けている土地区画整理組合	要	速やかに定款の変更認可申請が必要です。	佐賀県まちづくり推進課 0952-25-7159
76	土地区画整理事業の事業計画	左記の事業計画の認可を受けている土地区画整理組合又は公共団体	要	速やかに事業計画の変更認可申請が必要です。	
77	浄化槽保守点検業者の登録	左記の登録をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	管轄する保健所
78	土地改良区役員の住所	土地改良区	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県農地整備課 0952-25-7126 管轄する農林事務所
79	土地改良区の住所、理事長の住所	土地改良区			
80	建築事務所の開設登録	左記の登録をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県建築住宅課 0952-25-7164
81	建築士の登録				
82	宅地建物取引業者の事務所の所在地	左記業者			
83	宅地建物取引主任者の登録	左記の登録をされている方			
84	河川占用の許可(県所管)	左記の許可を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	管轄する土木事務所
85	採石業者登録	左記の登録をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県河川砂防課 0952-25-7161
86	砂利採取業者登録				
87	岩石採取計画の認可	左記の認可を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	管轄する土木事務所
88	道路占用の許可(県管理道路)	左記の許可を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	管轄する土木事務所
89	債権債務者登録	左記の登録をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県出納局会計課 0952-25-7191
90	佐賀県収入証紙売りさばき人の指定	左記の指定を受けている方	要	合併後直ちに、証紙売りさばき人指定書を添えて、証紙売りさばき人指定内容変更届を提出してください。	佐賀県出納局会計課 0952-25-7191 各保健所

	件名	該当者	住所変更の手続き		窓口
			要否	手続きの方法等	
91	物品の製造、修理又は購入に関する競争入札参加資格者の事業所の所在地	左記資格者	不要	各市町村ごとに変更箇所の一覧を送付していただければ、業者からの届出は必要ありません(ただし、番地の変更がない場合に限る。)	佐賀県出納局用度管財課 0952-25-7192
92	行政財産の使用許可を受けている方	左記の許可を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	
93	普通財産の貸付を受けている方	左記の貸付を受けている方			
94	佐賀県育英資金	育英学生本人 連帯保証人 保証人	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県教育委員会事務局総務課 0952-25-7223
95	教育財産の使用許可を請けている方	左記の許可を受けている方			
96	普通財産の貸付を受けている方	左記の貸付を受けている方			
97	社会教育主事資格認定証書	左記の認定証書をお持ちの方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県教育委員会事務局社会教育課 0952-25-7229
98	16ミリ映写機操作技術認定証	左記の認定書をお持ちの方			
99	公益法人の事務所・所在地の登記完了報告	公益法人			
100	県立図書館利用者登録	左記の登録をされている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県立図書館 0952-24-2900
101	銃砲刀剣類登録証	銃砲刀剣類登録証をお持ちの方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 なお、書替えを希望される方の手続きは可能です。	佐賀県文化課 0952-25-7230
102	警備業認定証、警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証、警備員に係る検定合格証	左記の各証の交付を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 各種申請、届出等を行う機会に併せて手続きを行ってください。 なお、書換えを希望される方の手続きは可能です。	管轄する警察署
103	古物商許可証、古物市場主許可証、質屋許可証				
104	風俗営業許可証				
105	風俗営業管理者証	左記の管理者証の交付を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 3年に1回の管理者講習の受講申込時に申請してください。	
106	猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証	左記の許可証の交付を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 各種申請、届出等を行う機会に併せて手続きを行ってください。 なお、書換えを希望される方の手続きは可能です。	
107	人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書	左記の証明書の交付を受けている方			
108	自動車運転代行業の認定を受けている方	左記の認定を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀県警察本部交通企画課 0952-24-1111 主たる営業所を管轄する警察署
109	通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、道路使用許可証	左記の許可証の交付を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。	許可証を発行した警察署

	件名	該当者	住所変更の手続き		窓口
			要否	手続きの方法等	
110	自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書	左記の証明書等の交付を受けている方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	保管場所を管轄する警察署
111	自動車運転免許証をお持ちの方	自動車運転免許証をお持ちの方	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 免許更新時に変更することができます。 なお、更新時以外で希望される方は、随時変更することができます。	佐賀県運転免許センター 住所地を管轄する警察署 (相知・呼子幹部派出所を含む)

< 保健所 >

佐賀中部保健所 0952-30-1321
 鳥栖保健所 0942-83-2161
 唐津保健所 0955-73-4184
 伊万里保健所 0955-23-2101
 杵藤保健所 0954-22-2103

< 農林事務所 >

佐賀中部農林事務所 0952-31-3281
 鳥栖農林事務所 0942-83-2141
 唐津農林事務所 0955-73-1661
 伊万里農林事務所 0955-23-5171
 武雄農林事務所 0954-23-5111
 鹿島農林事務所 0954-63-5111

< 福祉事務所 >

中部福祉事務所 0952-31-3585
 北部福祉事務所 0955-73-1131
 西部福祉事務所 0954-23-3174

< 土木事務所 >

佐賀土木事務所 0952-24-4345
 神埼土木事務所 0952-52-3187
 鳥栖土木事務所 0942-83-4176
 唐津土木事務所 0955-73-2861
 伊万里土木事務所 0955-23-4151
 武雄土木事務所 0954-22-4184
 鹿島土木事務所 0954-63-3221